

第19回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年7月20日(金)午後1時30分～午後4時

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席

【委員】

岩井隆義委員，植山和美委員，鏡康男委員，木村夏美委員，作原大成委員，中村定夫委員，何川高委員，廣瀬和子委員，藤本真理委員，別所志津子委員，山下郁夫委員長

(五十音順)

【事務担当者】

民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，会計課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会あいさつ

(2) 協議テーマ「裁判所における防災対策」について裁判所の取組概要説明及び意見交換

(第1部)

ア 東日本大震災で被災した裁判所の状況

イ 津地裁の耐震性

ウ 被害想定

エ 災害時の避難，行動指針

(第2部)

ア 庁舎の非常設備，災害備蓄品について

イ 関係機関との連携に関して

ウ 防災意識の維持，向上のための取組，防災訓練実施状況

(3) 意見交換の要旨

【 委員長， 委員， 事務担当者】

(第1部)

裁判所には，事件記録など個人情報が含まれる書類等がたくさんあるが，そういった物を守る方策はとられているのか。

裁判所は高度な個人情報を扱っているが，津地裁本庁では，大規模地震発生時における職員の行動指針を定め，要領を職員に配布し，セキュリティー対策や情報管理の重要性について注意喚起をしている。津波の場合，津地裁の庁舎へ到達するまでに1時間程度かかるので，その間にキャビネットに鍵をかけたり，できるだけ高い場所に書類等を上げるなどの対策を考えている。

津波被害を想定し，記録の保管場所を最初から建物の上の階に設置するなどの方法は考えられないのか。

現在進行中の事件記録については，日常的に執務室に保管しておく必要があり，常に上の階に置いておくということは難しい。記録の保管に関しては，スペースの確保自体が難しいという問題もある。

裁判所の特性をふまえ，災害発生時の対応で裁判所として押さえておかなければならないと考えているポイントを教えてもらいたい。

人命の優先，庁舎の安全性の確保は当然のこととして，裁判所の緊急な業務に対応することがポイントとなってくる。津地裁の場合，名古屋から通勤している幹部職員が多いこともあり，非常時に緊急参集できる要員が少ないことから，業務再開のための人的態勢をどのように整えるかがこれからの検討課題である。

裁判所では，裁判の期日を延期等して対応できる案件がある一方で，緊急に処理が必要となる業務がある。緊急業務に対応する最低限の人員を確保す

るのが第一段階，通常の業務ができるようになるのが第二段階であると考えている。

裁判所の取組説明を聞いていても具体的イメージがわからない。検討すべき問題がたくさんあるので，優先順序をつけて考える必要があると思うが，裁判所の説明を聞いていると，こういった問題が難しい，悩ましい，ということで終わっているという印象がある。

業務継続に関し，優先業務についてのランク付けまではしているが，具体的な業務再開に向けての手順というところはまだできあがっておらず，今後検討していくべき課題である。

大規模地震発生時における職員の行動指針を作成するにあたって，まずは地震発生直後の避難や安否確認といったことを検討し，安否確認の方法として，連絡方法などを記載したポケットマニュアルを作成し，職員が常時携帯することとした。今後，災害時における有効な通信手段の確保等について検討していく必要がある。

裁判所にはいろいろな人が来庁すると思うが，例えば，刑事裁判中で身柄拘束されている被告人などについてはどのように対応するのか。この時間帯にはこういうことが考えられるとか，こういう人に対してはこういうことが考えられるといった検討が必要であると思う。

刑事事件関係については，裁判所と各関係機関（検察庁，警察，拘置所，刑務所）との間で，様々な場面を想定して検討しているところである。どのように避難したらよいか，裁判所がどのような情報を提供したらよいか，どのような指示をしたらよいのかといったことを意見交換している。

刑事事件関係については，検察庁でも検討している。身柄拘束をされている者に関しては，押送を担当している機関の職員が責任を持って対応し，裁判所にいるのが安全であれば待機し，戻った方が安全であれば戻るということになると思う。また，身柄拘束されている者の避難ルートなどについても

検討しているところである。その他、証人や傍聴人への対応という問題もあり、細かく場面を想定して考えていくと様々な対応が考えられるので検討しているところである。

記録の保管の問題を抱えているのは検察庁も同じであり、記録などを災害時の混乱に乗じて誰かが持ち去るようなことはあってはならないので、鍵をかけて厳重に保管している。津波被害を想定してできるだけ高い場所に記録等を保管できればよいのであろうが、それ以前に保管場所自体が不足しているという問題がある。大規模震災が発生した際には、部屋を決めて一時的に記録等を退避させて保管し、鍵をかけることなども検討しているところである。

当社はスーパーであるが、他県の本部にサーバーがあり、データのバックアップ機能を備えている。常にバックアップを取って非常時に備えているが、そういったものは相当な費用がかかるものでもある。

三重県内では大規模震災が発生した場合、熊野と尾鷲の裁判所の危険性が高いと思うが、これらの庁舎が使用できなくなった場合、業務再開の場所は確保できるのか。災害で庁舎が使用できなくなった場合に、高台にある施設の一部を借りるなどの事前協定を結ぶことはどうか。

東日本大震災では、福島富岡簡裁の所在地が、原子力発電所の事故に伴い避難区域に指定されたことから、近隣の裁判所に移転して業務を行ったという例がある。熊野、尾鷲の裁判所に関しては、近隣の裁判所で業務を行うとしても、相当距離が離れている。

検察庁では、熊野の庁舎が使用できなくなった場合、尾鷲の庁舎が比較的高い場所にあることから、熊野の業務については尾鷲の庁舎を一時的に使用して行わざるを得ないのではないかと考えている。

緊急参集要員について、県では出勤できる職員を一定割合で算出し、そのなかでどういった業務ができるか、必要であるかを部署ごとに検討している。

係レベルのミーティングで想定できることを話し合ったりした。大規模震災の場合、県として救助業務などに人員を回す必要が出てくることなども考え、防災計画の抜本的な見直しに取りかかっているところである。

人的態勢をどのように整えるのかが重要なことであり、そのためにはトップのリーダーシップが大切になってくる。

(第2部)

当社は松阪市に本部があり、緊急時に職員が本部に集まりづらいと思うが、各地域に店舗があるので、幹部は居住地の最寄りの店舗に行くことになっている。津地裁は名古屋から通勤している職員が多いという話であったが、逆に三重県から名古屋に通っている職員もいるであろうし、名古屋高裁管内として緊急時にそれぞれがどこの裁判所に行くかを検討することはできると思う。

県でも、緊急時に各人が出勤できる庁舎を事前に集約している。

津地裁では、非常登庁職員の枠組みを取り決めているが、基本は管理職を対象にしている。名古屋から通勤している幹部職員が多いことから、緊急参集できる職員が非常に少ないことが悩みである。

こういう業務が必要だからこれだけの人数の職員が必要だ、という順序で考えていくべきではないか。

職員の安否確認は部署単位で考えているが、業務に必要な職員は登庁してもらおうという業務継続の点も念頭において確認を行う。本部は、各部署の管理職と連携を取って、今後の業務運営について把握していくという構想を持っている段階である。

裁判所と県との連携について、具体的にはどのようなことを考えているのか。

現在、有事の際のお互いの連絡窓口を確認しあっている程度であるが、もう少し突っ込んで連携が取れないか、裁判所として何か協力できることはな

いか、県に相談を持ちかけている段階である。

裁判所としては、県から情報を得たいという思いがある。また、避難場所として裁判所が避難者を受け入れるのかという問題もあるが、そこまでの話には至っていない。裁判所が避難場所として期待されているのか、期待されているのであれば備蓄も必要になってくるが、具体化はしていない。

裁判所ではこういうことができるがいかがでしょうか、ということ発信していくというイメージでも良いのではないか。

災害の復旧段階で、境界確定など種々の紛争が発生するであろうが、それらを早急に解決するのが裁判所の役割だと思う。

裁判所として何かできることはないかと考えていることについては感心した。当社は、物資提供の関係で県の防災訓練に参加しているが、参加することによって情報収集もできる。そういった場へオブザーバーとして参加し、話を聞いてくるだけでも有意義だと思う。

東日本大震災の教訓として、裁判所も地域の中にあるということ、地域との連携が必ずしも十分でなかったとの反省をふまえているところである。

最高裁や高裁で検討されていることもあると思うが、そういったものを軸にして津地裁も検討しているのか。裁判所のホームページで最高裁の業務継続計画を見たが、こういったものが何回か策定されているはずであるのに、津地裁の防災対策は不十分であると思われるがなぜか。

最高裁の示す大枠はあるが、各庁の実情に応じてそれぞれ考えることになる。計画として作成されていてもそれが役立つかということ必ずしもそうではないので、東日本大震災をふまえ、役立つものとして改訂していく必要があり、委員の皆様の意見を参考にしたいと考えている。

(4) 次回意見交換のテーマ

簡易裁判所における民事紛争解決手続～主に民事調停制度について～

(5) 次回期日

平成25年2月4日(月)午後1時30分～午後4時